

半島振興法の延長及び充実に関する意見書

半島地域は、三方を海に囲まれ、その地理的制約により産業基盤や生活環境等が他地域に比べ低位にあり、人口の減少や高齢化の進行など多くの課題を抱えている。

このような半島地域の総合的な振興を図るため、昭和60年に半島振興法が制定され、3度の延長と改正を経て今日に至っている。しかしながら、これら地域は、漁業等の衰退をはじめとした雇用機会の減少や、狭隘な土地への進入道路の未整備などにより、現在、加速度的な人口の流出が続いている。

そのような中、令和6年1月に発生した能登半島地震は、震災の甚大さに加え固有の地理的条件の制約から災害支援の遅れが多発し、改めて半島地域のおかれた厳しい現実を強く認識する契機となった。

この地域においては、国土保全のためにも、住民が住み続け、その生命の安全・安心と、安定した暮らしを送ることができる環境の整備が何よりも求められており、地理的不利性を克服する社会基盤の整備や自立した地域づくりの取組を支援する立法措置の充実が不可欠であるが、基盤整備に関する補助・公債の内容は過疎債などの他の支援制度よりも見劣りするものであり、実際には活用しにくいものとなっている。

よって、国におかれては、令和7年3月末に期限を迎える半島振興法を延長するとともに、半島地域が自立的に発展できるよう、下記事項について特段の配慮をされるよう、併せて求めるものである。

記

- 1 半島地域の高規格幹線道路や地域高規格道路などについて、優先的な事業着手、候補路線から計画路線への格上げ指定を行うなど、社会基盤の整備に特段の配慮を行うこと。そのための国庫補助率の嵩上げ、半島振興道路整備事業債の充当率、交付率の嵩上げ及び国費の重点配分など、支援制度の拡充を図ること。
- 2 半島地域の自立した地域づくりの取組が円滑に推進できるよう、地域の資源を活かした雇用の創出につながる基盤の整備や教育・医療・福祉・子育て支援の充実など、まちづくり・人づくりなどに柔軟に対応できる半島地域に特化した新たな財政支援措置を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月1日

松江市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣